

地域包括支援センターの運営事業の実施方針について

◎ 趣旨

宇都宮市地域包括支援センター運営事業実施方針について協議するもの

1 介護保険制度の改正

平成23年6月に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、以下の内容が盛り込まれた。

改正介護保険法（抄）

- ・ 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。（法第115条46の第5項）
- ・ 市町村は、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

（法第115条の47第1項）

2 実施方針作成にあたっての考え方

- ・ 本市では、これまで包括的支援事業の委託に際しては、委託契約書・仕様書において、業務遂行の指針を示してきたところである。
- ・ 今回、介護保険法の改正に基づき、委託契約書・仕様書に示してある指針をとりまとめ、「宇都宮市地域包括支援センター運営事業実施方針」を作成することとした。
- ・ なお、作成にあたっては、第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画（案）と整合を図る。

3 実施方針（案）

別紙のとおり